



刑事司法の流れ

矯正施設（刑務所・少年院）では、社会の一員として立ち直るための更生改善指導が行なわれます。地域生活定着支援センターの対象者は、このような罪を償い指導が行なわれた受刑者が中心になります。

地域生活定着支援センターの支援対象者

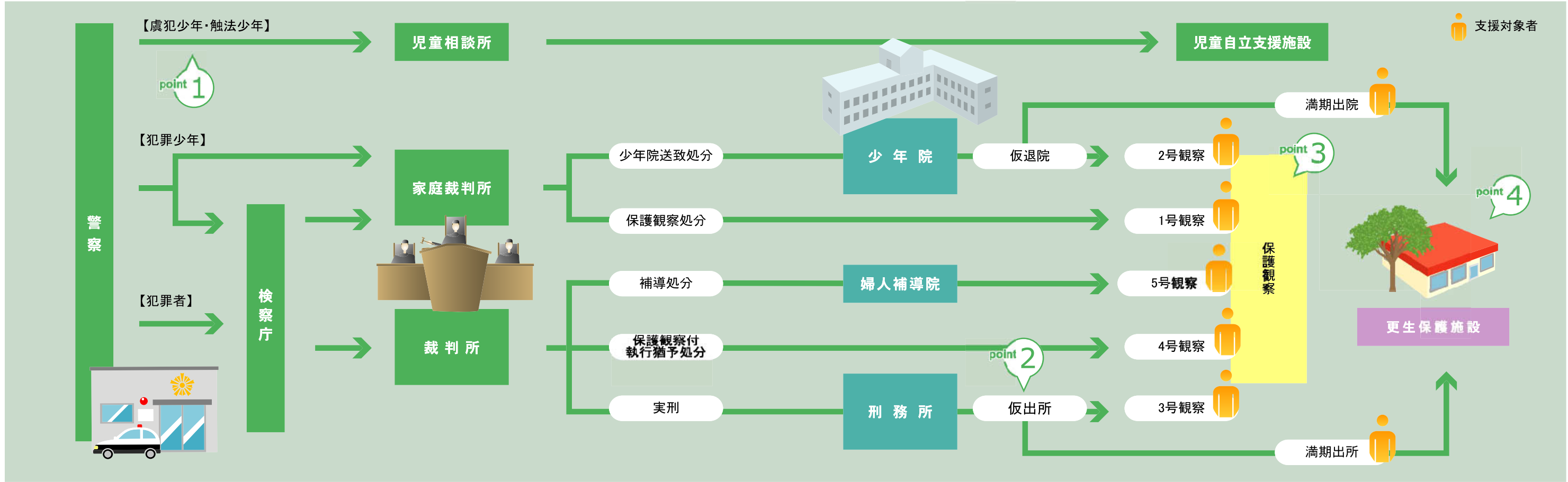
1.保護観察所が行う環境調整の中で、福祉サービスの利用が適当と認められる障害者等。

2.矯正施設入所中の障害者等で福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。

3.更生保護施設利用の障害者等で、福祉サービスの利用が適当と認められる者。

4.既に（過去に）矯正施設を出所した障害者等で、福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。

5.その他、保護観察所が関与している障害者等（仮出所中）。



point 1 非行少年の処遇と矯正

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した行動や被害の程度よりも、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇・矯正が行われるのが大きな特徴です。

非行少年は少年法に基き司法機関で扱われる14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）と、児童福祉法に基き県や市の行政機関で扱われる14歳未満の違反者（触法少年）とに分かれます。

前者は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合に少年院へ送致されます。

また、不良行為やその虞のある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象とし

ており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58施設あります。

point 2 仮釈放制度

「仮釈放」（仮退院）とは、改善更生が期待できる受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進することを目的とする制度です。

①有期刑3分の1、無期懲役10年を経過していること、②悔悟の情及び改善更生の意欲があること等と共に、引受人、帰住地があることが仮出所の条件となっています。

福祉の支援を必要とする者は、引受人がいなかったため満期出所になる者が多いです。保

護観察制度等の司法の支援が可能な仮出所期間に、福祉の支援へつなげていくことが「累犯障害者」になることを防ぐ鍵となります。

point 3 保護観察制度

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

犯罪をした人又は非行のある少年に、通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務

員の保護観察官と地域ボランティアの保護司が連携し、月に2、3回面会して指導・助言します。保護観察に付された者は「一般遵守項目」及び「特別遵守項目」によって、居住地の移動等に一定の制限が加えられます。

point 4 更生保護施設

刑務所出所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする施設です。全国に101施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人等によって運営が認められています。